

さずな



新年あけましておめでと
うございます。

昨年は、令和4年2月より
続くロシア・ウクライナ戦争
による小麦流通悪化の影響で
食糧危機に見舞われた地域が
出ていると聞いています。国
内においても、小麦の政府売
り渡し価格の上昇があり物価
上昇の一因になりました。食
糧を輸入に頼る日本において
は他人事ではありません。

また、原油価格の高騰と円
安の影響で石油製品の高騰を
招き、電気料金や物流コスト
など値上げラッシュとなり国

民の生活を圧迫しています。

農業を取り巻く状況も大変
厳しく、肥料、農薬、飼料、
燃料等生産資材のありとあら
ゆるものが高騰した一方、販
売価格の伸び悩みにより農家
所得の減少が見られたのでは
ないでしょうか。

このような中、私たち第25
期宇都宮市農業委員会が昨年
7月20日より農業委員19名、
農地利用最適化推進委員30名
で発足いたしました。

私たちの当面の大きな仕事
として、関係機関と連携しな
がら、令和6年度末までに地
域毎の10年後の農地利用の姿
を皆さまと一緒に話し合い、
地域計画（目標地図を含む）
を作成することとなっております。
皆さまには各地域にお
ける話し合いに積極的に参加
していただき、より良い地域
計画の作成を進めていきたい
と考えております。

宇都宮市においては、昨年
8月26日にコンパクトシティ
の根幹となるライトラインが
開業し、宇都宮東部地区の風
景も一変して未来都市の様相

を呈してきました。これを機
に人口増加と活性化を切望す
るところです。

私たち農家も、市民に安全
で安心な食料を提供すること
で、安心して快適な住みよい街
づくりに参加できるのではな
いかと思います。

結びに、私たち宇都宮市
農業委員会は高い倫理観のも
と、公平公正な活動に尽力し
てまいりますので、農家の皆
さまをはじめ各関係機関の皆
さまには、より一層のご支援
とご協力を賜りますようお願い
申し上げます。年頭のごあいさ
つといたします。



軽油引取税に係る令和 6 年分農業用免税証の 交付申請について

令和 6 年分農業用免税証の交付申請の受付を次のとおり行いますので、
交付を希望される方は必ずその期間中に申請してください。

1 受付日程及び会場

- (1) 受付会場：栃木県河内庁舎（住所：竹林町 1030-2）
- (2) 受付時間：（午前）8:45～11:15（午後）1:00～3:30
- (3) 受付期日：住所地の指定日（午前・午後の指定あり）に申請してください。

期 日	指 定 地 区	会 場	
R6.1.10(水)	午前 上河内地区	栃木県庁河内庁舎 3階中会議室	
	午後 上河内地区		
R6.1.11(木)	午前 上河内地区		
	午後 河内地区		
R6.1.12(金)	午前 河内地区		
	午後 河内地区		
R6.1.15(月)	午前 城山地区		栃木県庁河内庁舎 1階101会議室
	午後 富屋地区・篠井地区		
R6.1.16(火)	午前 横川地区		
	午後 平石地区		
R6.1.17(水)	午前 本庁地区・姿川地区		
	午後 瑞穂野地区・雀宮地区		
R6.1.18(木)	午前 豊郷地区		
	午後 清原地区・国本地区		

※上記の指定日に都合がつかない場合には、次の予備申請期間に申請してください。

なお、当初予備申請期間は 2/12(月)～2/13(火)を予定していましたが、都合により下記日程に変更させていただきます。ご了承ください。

予備申請期間：2/13(火)～2/14(水)
（午前）8:45～11:15（午後）1:00～3:30
会 場：栃木県庁河内庁舎 1階 101 会議室

2 持参するもの

- (1) 新規申請以外の方
 - ① 免税軽油使用者証
 - ② 印鑑
 - ③ 免税軽油の引取り等に係る報告書納品書等を持参。コピー可)

- ④ 420 円（手数料）（①の使用者証が今回更新の方のみ）
- ⑤ 農業委員会が発行する耕作証明書
（交付数量の再計算を希望される方のみ）

(2) 新規申請の方

- ① 印鑑
- ② 農業委員会が発行する耕作証明書
- ③ 作付内容のメモや使用機械のカatalog等
- ④ 420円(手数料)

3 免税証の交付

前年度の申請内容に変更のない方

→ 申請日に即日交付します。

新規申請の方及び追加交付希望の方

→ 後日、県税事務所窓口で交付します。

※追加交付希望の方は、前年交付と同数量分は申請日に交付します。

4 注意事項

(1) 耕作証明書の添付について

免税軽油使用者証更新申請時の耕作証明書の添付は不要になりました。

（新規申請及び交付数量の再計算を希望する方は必要です。）

※詳しくは宇都宮県税事務所にお問い合わせください。

(2) 納品書等の持参について

報告書に添付すべき納品書等を忘れた場合など書類に不備があった場合は免税証の即日交付はできません。

紛失した場合は、必ず購入店の販売証明書を持参してください。（新規申請の方を除く。）

5 免税証に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮県税事務所 課税部 個人課税課 ☎(626) 3018

6 耕作証明を必要とする場合は、下記の窓口で交付を受けてください。

耕作証明に関する問い合わせ・連絡先

宇都宮市役所 7階 宇都宮市農業委員会事務局

農地最適化・管理グループ ☎(632) 2815

農家の経営と暮らしに役立つ情報をお届けします。

農家のための情報誌「**全国農業新聞**」

◆ 発行日：毎週金曜日

◆ 発行元：全国農業会議所

◆ 購読料：1ヶ月700円(送料込)



【申し込み先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎028(632)2812・2815

令和5年度 宇都宮市農林業祭 農林業功労者表彰式

11月18日(土) 令和5年度宇都宮市農林業祭農林業功労者表彰式が行われました。

本市農林業行政ならびに農林業振興に尽力し、その功績が顕著である個人や団体を表彰するもので、次の16名の皆様と1団体が表彰されました。

受賞された皆様のますますのご活躍をお祈りします。

◆ 特別表彰

個人

小田林徳次 様
篠崎 和一 様
鈴木 明 様
手塚 安則 様
横松 久夫 様

団体

下田原北部土地改良区



◆ 一般表彰

個人

青柳 隆一 様	駒場 久 様
阿部 栄人 様	相良 律子 様
入江 正幸 様	関根 信夫 様
岩上 初枝 様	田口 利男 様
大森 久夫 様	長嶋 修一 様
金田 典男 様	



農業委員会からのお知らせ

■ 農地の違反転用は止めましょう!

農地転用には許可が必要です。

- 農地を農地以外の用途に変更する(農地転用)には、農地法に基づく許可が必要です。無断で転用した場合は、個人にあっては3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人にあっては1億円の罰金という罰則の適用もあります。なお、農地転用したくても転用できない土地がありますので、詳しくは、農業委員会事務局まで直接ご相談ください。
- 耕作者が自ら耕作を行っている農地(2アール未満のものに限る。)に農業用施設(農業用倉庫等)を設置する場合には、農地転用の許可は不要ですが、農業用施設用地とするための届出が必要になります。なお、農用地区域内の農地については、農業用施設用地とするための用途区分の変更手続きが必要になります。

■ 農地の適正管理と

農地パトロールにご協力をお願いします。

- 遊休農地は、雑草の繁茂や病害虫の発生源に留まらず、ゴミの不法投棄や火災の要因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなります。農地が遊休化した場合でも、適宜草刈りを行うなど農地の適正管理にご協力ください。
- 農業委員会では、遊休農地の実態把握と発生防止、無断転

用防止の目的で農地パトロールを実施しています。農地パトロール実施の際には、農地へ立入ることがありますので、土地の所有者の方には、ご理解・ご協力をお願いします。

■ 農地を相続した場合には

『農業委員会への届出』が必要です。

- 平成21年12月の農地法改正によって、相続で農地の権利を取得した場合には、農地が所在する市町村の農業委員会にその旨を届け出ることが義務づけられました。なお、届出をせず、または虚偽の届出をしたりすると罰則がありますので、必ず農業委員会への届出をお願いします。

■ 農業を行う法人は

毎年、事業状況等の報告が必要です。

- 農地を所有、又は借り受けている農地所有適格法人及び一般法人は、農地法の規定により、毎年、事業の状況等を報告する義務がありますので、法人の事業年度終了後3か月以内に農業委員会へ報告書の提出をお願いします。

■ 農地の利用でお困りの方は、ご相談ください。

- 自ら耕作できないなど、農地の利用でお困りの方は、農地が遊休化する前に、地域の農業委員や農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局にご相談ください。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎ 028 (632) 2812・2815
農地調整グループ ☎ 028 (632) 2813・2814

紹介します
**次代を担う
 若い力**
 すどう けんじ
須藤 研二さん (古里地区)



家族みんなで頑張ります！

今回は、古里地区で「イチゴ」を栽培する須藤研二さん(39)をご紹介します。今年で就農から5年目、研二さんのほかに奥さんや8人のパートが中心となり、2人の子ども、両親にも手伝ってもらいながらイチゴの栽培に取り組んでいます。

就農初期は栽培に苦労したそうですが、近隣のイチゴ農家から栽培技術やノウハウを学び、規模を拡大してきました。毎年変化する天候への対応や、パートの皆さんの労働環境の管理などに苦慮しながら、現在はこちらをおとめを3棟、とちあいかを8棟で栽培しています。近年、とちあいかの栽培が盛んになってきました。が、とちあいかを好きな方のためにも、とちあいかの栽培は続けていきたいと話してくれました。

収穫時期になると、研二さんのハウスには毎年、多くの幼稚園から子どもたちがイチゴの摘み取り体験に来るそうです。そこで美味しくそうにイチゴを食べる子供たちの姿を見ると、イチゴを栽培していて良かったと感じ、やりがいになっていると話してくれました。

キラリ☆あぐり美人



育児と農業両立します！

かねだ ちはる
金田 千晴さん (絹島地区)

- ★経営内容 イチゴ、米
- ★家族 夫(40歳)、長女(8歳)、長男(6歳) 次女(0歳)

- Q 農業をはじめたきっかけは？
 A 夫が実家の農業を継ぐことになったことがきっかけです。また、今後の育児のことを考え、就農を決意しました。
- Q 経営での関わりは？
 A イチゴのバック詰めを主に行っています。以前は苗の管理なども行っていたのですが、今は出産したばかりなので少し作業を減らしています。
- Q 農業をやっていて良かったことは？
 A 子どもが学校で体調を崩したときなどにすぐに駆け付けられることができ、時間が融通が利くことと、作業が落ち着いている時期は、子どもたちとたくさん遊べることです。
- Q 経営で心がけていることは？
 A 高品質できれいなイチゴを販売することです。店頭と並んだときによりきれいに見えるよう心がけています。
- Q 千晴さんにとって家族とは？
 A とても大切な宝物です！
- Q リフレッシュはどのように？
 A 繁忙期であっても、作業の合間を縫って、子どもたちと近所の公園に行ったり、家族で出かけ、リフレッシュしています。
- Q 今後の抱負をお願いします！
 A 販路を拡大し、丹精込めて栽培したイチゴを多くの方に食べていただきたいです！

次世代へ農地を残すために

～姿川地区～

農業者の減少や高齢化などに伴い、耕作が行われなくなり放置された農地が問題となつています。このような耕作が行われていない、近いうちに耕作栽培の予定もない農地を「遊休農地」と言います。

なぜ遊休農地が発生するのか、その一つの要因には深刻な相続の問題があるでしょう。農業用の土地を相続するとき、相続人がもともと一緒に農業をしている場合などでは、農地の相続は特に問題にならないことが多いでしょう。

しかし、相続人が被相続人と離れた都市部に住んで会社勤めをしている場合、農地をどうすればよいか悩むのではないのでしょうか。農地の場合、国内の食料安定供給の問題につながることから不動産の中でも特殊性が強く、相続においても農地法が関わってきます。そのため手続きも家や宅地



などの一般的な不動産相続の場合とは異なります。

また、相続人が複数いると遺産分割がまとまらないこともあり、農地の相続登記を行うためには、法務局での手続きに際して遺産分割協議書の提出を求められる場合があります。農地のまま相続したい人、農地を相続したくない人の両方が相続人にいる場合、意見がまとまらず協議が進まないことがあります。協

議書が作成できないと、相続登記の手続きができません。

さらに、農地の場合、土地の固定資産評価額が宅地よりも低くなりがちです。そのため遺産分割では、農地を相続した人が農地以外の遺産も相続しないと金額が不平等になるケースがあり、ほかの相続人から不満が出て、遺産分割協議がまとまらない場合もあるでしょう。

このような相続をめぐる紛争を防止するには遺言を残すことが有用な手段です。2020年7月から開始された自筆証書遺言書保管制度を使えば、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、法務局が管理するので、相続人に発見されることや、遺言書の改ざんのおそれがなくならでしょう。次世代へ農地を残すには、しっかりとした準備が不可欠なのです。

編集委員 伊澤 恵子

農業者年金に加入しませんか？

～農業者年金3つのおすすめポイント～

- ① 積立方式の終身年金で80歳までの保証付き
- ② 保険料額の自由設定・増減が可能
- ③ 税制面で大きな優遇



※一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(月額最大1万円)による政策支援があります。

【問い合わせ先】 農業委員会事務局 農地最適化・管理グループ ☎028(632)2812・2815

「地域計画」の策定に向けて取り組んでいきましょう

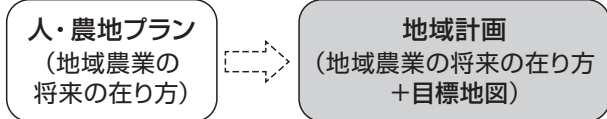
～地域農業の未来のために あなたの参加・協力が必要です～

担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、地域農業が抱える問題が年々深刻化している中、本市では、地域主体の話し合い（地域会合）を開催し、地域の課題の整理やその解決に向けた方針等を話し合い、「実質化された人・農地プラン」を作成することができました。

今後は、「実質化された人・農地プラン」に掲げる方針に基づき、人と農地の問題解決に取り組んでいくとともに、国において「人・農地プラン」の法定化が示され令和7年3月末までに「地域計画」を策定していく必要がありますので、引き続き、地域主体による話し合いを行いながら取り組んでいきましょう。

◆「人・農地プラン」の法定化とは

◎法定化のイメージ



⇒「地域計画」とは、これまでの「人・農地プラン」を土台に田畑の農地面積や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を追記するとともに、農業者ごとに利用する農用地等を定め、地図に反映させた「目標地図」を付随させたものをいいます。

◆今後の取組内容

昨年度に引き続き、地域会合を開催し、農地の集積・集約化や水田の大区画化など、「実質化された人・農地プラン」に掲げる将来方針の実現及び地域計画の策定に向けて取り組みます。

◎地域主体の話し合いの主な内容

- ・地域計画の策定及び工程表に基づく地域課題の解決に向けた話し合い
- ・「実質化された人・農地プラン」の方針等の見直し
- ・「実質化された人・農地プラン」登載者の見直し

【問い合わせ先】 宇都宮市 農業企画課 ☎ 028(632)2473

令和6年度の農用地区域の変更（除外）に係る日程について

市では、優良農地を確保・保全するため、農業振興地域整備計画に基づき農用地区域を設定し、農地の無秩序な開発を制限しています。

農用地区域からの変更（除外）受付月は年3回で、令和6年度の申出に係る日程は右表の通りです。

申出の受付に際しては、開発行為や農地転用に係る関係課との事前協議を済ませておく必要がありますので、お早めにご相談ください。

農用地区域からの変更(除外) 受付等日程

受付月	除外決定月(予定)
令和6年4月	令和6年12月
令和6年8月	令和7年4月
令和6年12月	令和7年8月

【問い合わせ先】 宇都宮市 農業企画課 ☎ 028(632)2473

農業における省エネルギーを推進しましょう!

省エネルギーの取組により燃油使用量の削減を図ることは、生産コストの低減を図るとともに、温室効果ガスの排出削減を進める上で重要です。

① 燃油暖房機の点検整備を徹底しましょう

暖房機の加温能力を最大限に引き出すために、定期的にメンテナンスを行いましょう。

② 栽培方法と経営収支を確認しましょう

栽培方法や施設設備を見直す場合は、省エネルギーに適した作型等への転換や代替エネルギーの導入など、省エネルギー型の機器の導入を検討しましょう。

③ 温室内の環境改善に努めましょう

温室の保温効果を高めるためには、被覆面に隙間を作らないことが大切です。被覆材の状態を確認した上で、定期的に更新しましょう。

【問い合わせ先】

宇都宮市 経済部 農林生産流通課
生産振興グループ ☎ 028(632)2466

雪害防止対策を徹底しましょう!!

降雪による農業用ハウスの倒壊などの被害防止のため、日頃の点検や事前・事後の対策を行いましょう。詳しい対策については、県のホームページをご覧ください。

■事前対策

- ・日頃からハウスを点検し補修を行い、補強用の支柱などを事前に準備する。
- ・暖房機の動作確認、施設周囲の排水対策などをする。
- ・雪が滑落しやすいように被覆材表面の突起物の除去や、被覆材のたるみを改善する。
- ・万一、被害が発生した場合の備えとして、農業共済や収入保険等に加入する。

■降雪時の対策

- ・内部被覆を開放し暖気や地熱による融雪や、加温器・ウォーターカーテンを活用した事前加温を行う。
- ・早めの雪下ろしや施設側面の除雪を徹底する。



県ホームページ
(農業災害対策)



栃木県農業共済組合ホームページ
(収入保険等)

【問い合わせ先】

宇都宮市 農業企画課 ☎ 028(632)2472
農林生産流通課 ☎ 028(632)2466

農地の景観保全の取組や農業者団体の機械購入を助成します。

市では、「実質化された人・農地プラン」において、「農地の守り手・支え手」として登載された皆様に対し、販売用作物を作付けるまでの間の、農地の景観保全・地力増進の取組や、共同（団体）での農業機械の購入に対し、支援事業を次のとおり実施しております。

- ① **農地の守り手・支え手確保育成支援事業**
・景観形成作物（菜の花、レンゲなど）や地力増進作物（ソルガム、クローバ類など）の作付けに対し、交付金を交付します。
- ② **農地の守り手・支え手農業機械導入等支援事業**
・「農地の守り手・支え手」を含む農業者団体に対し、農業機械の導入又は修繕及び部品の交換に要する経費の一部を補助します。

※「農地の守り手・支え手」への登載の仕方や、申し込み方法、詳しい補助の条件などは、お問合せください。

【問い合わせ先】 宇都宮市 農業企画課 ☎ 028(632)2473

アグリネットワーク 新規会員募集中

応援します！宇都宮の農業

うつのみやアグリネットワークでは、あなたがつくるこだわりの農産物を活かした新商品に係る必要経費の補助や完成した商品のPRを支援いたします。また、メールマガジンにおいて、講座・交流会、商品開発等に関する情報収集が可能です。（入会及び年会費は無料）

また、Youtube「うつのみやアグリネットワークちゃんねる」において、会員PRやマーケティング講座の概要などを配信しております。ぜひご覧ください！



うつのみやアグリネットワークちゃんねる

問い合わせ先

うつのみやアグリネットワーク事務局
（農林生産流通課農産物
マーケティンググループ）

☎ 028 (632) 2843

<https://www.u-agrinet.jp/>



農業王国うつのみや HP

農業集落排水事業の分担金を支払済の方で まだ、接続していない方は早期接続をお願いします

農業集落排水処理施設は、河川や農業用水の水質保全や生活環境の改善を目的に、農村部の下水道として、トイレや、風呂・台所などの生活雑排水を処理するために、地域の皆さまの同意を得て整備された下水の処理施設です。未接続の方は、速やかに接続していただきますようお願いいたします。

■ 接続工事について

接続工事のお申し込みは、排水設備指定工事店にご依頼ください。上下水道局ホームページから、指定工事店一覧をご覧ください。

宇都宮市 排水設備指定工事店

検索

■ 1か月の使用料について

使用料は、世帯割と人数割から算定した**定額制**です。ご家族の人数により決定します。

世帯割 3,190円 + 人員割 352円×使用人数 = 1か月の使用料(税込)

農業集落排水処理施設をお使いの方で、ご家族の人数に変更がある場合は、お早めにご連絡ください。

※ 下水道の使用料金は、原則として2か月分の請求になります。

■ 融資あっせん制度について

接続する際、くみ取りトイレを水洗トイレに改造する場合や、既存の浄化槽を撤去する場合に、その工事にかかる費用について**80万円を限度に無利子の融資をあっせん**します。

工事を依頼する際に指定工事店にご相談ください。なお、工事の終了後は利用できません。



問い合わせ先

● 使用料について

上下水道局 お客さまサービス課

☎ (633) 1300

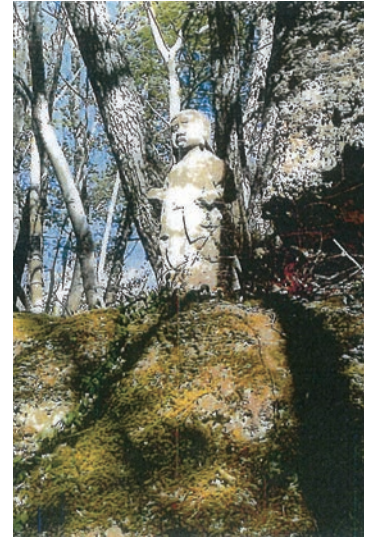
● 接続工事・融資あっせん制度について

上下水道局 工事受付センター

☎ (633) 3164

歴史と文化で知る国本地区

国本地区は宇都宮市の北西部に位置し、鞍掛山を代表する連山を背景に、自然に恵まれた歴史と文化のある地区です。



岩本観音

地区の北西部は土地改良が進み、農地の利用集積、集約化に取り組んでいます。特に新里町では「美しい自然環境を守り、歴史ある伝統文化を次世代に継承し、明るい安全な町づくりをしよう」とのスローガンを掲げ、「新里の環境を守る会」を立ち上げ、地域の環境整備、保全に取り組んでいるところ。一方で、南東部は宅地造成や商業施設の造成など市街化が進み、日々街の様子が変わっています。

このように二極化された地区ですが、各地域にはそれぞれ

それぞれの歴史と文化が刻まれています。

そこで今回は、2022年2月に宇都宮市民遺産に認定された「岩本観音と地域の伝統行事」について紹介します。

岩本地区には、岩本観音があり、大谷石層の岩肌に馬頭観音菩薩立像と菩薩立像の2体の唐崖仏が彫られています。

2020年には住民有志が「岩本観音保存会」を立ち上げ、岩本観音の整備に乗り出しました。整備に当たり、大谷石で出来たカエルの像「よみがえる」を考案し、石段には27基設置されています。また、岩本観音では1948年から雷電神社梵天奉納を続け、地域の伝統行事となっています。



石段

今回は、ほんの一部の紹介でしたが、興味のある方は国本地区づくり振興会発行の冊子「国本地区歴史探訪」「国本みどころマップ」に詳しく掲載されていますので、ぜひご覧いただき国本地区の歴史・文化を探訪してみてください。

編集委員 吉澤聖人

編集

農委だより編集委員会

編集委員長 刈部 明彦

副委員長 伊澤 恵子

委員 田崎 昌克

委員 吉澤 聖人

委員 手塚 孝一

委員 恩田 明

発行

宇都宮市農業委員会

☎ (632) 2815

地場農産物・販売店等マッチング事業をご活用ください

「地産地消」を市職員がサポート!

「地場農産物・販売店等マッチング事業」では、宇都宮市内の農業者の皆様と販売店等の実需者の皆様とのビジネスマッチングのサポートとして、相手方（生産者や実需者）の紹介、商談（打合せ）への同行、フォローアップなどを行います。

市肉生産者

× マッチング

飲食関連事業者等

- 販路を増やしたい!
- 地元の人に自慢の農産物を知ってもらいたい、食べてもらいたい!



- 地場農産物を使ったメニューを提供したい!
- 地場農産物の品ぞろえを増やしたい!

- ※ 取引の成立を保証するものではありません。
- ※ 取引条件は、農業者の皆様と販売店の皆様との交渉により決定していただきます。

問い合わせ先

宇都宮市地産地消推進会議事務局 (農林生産流通課 農産物マーケティンググループ)

☎ 028(632)2843 FAX:028(639)0618



市 HP